

令和3年3月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オン・タイム (法人番号: 2010401006279) 代表者 今井信夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区東麻布2-20-2 (本社営業所) 東京都港区東麻布2-20-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 230日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年1月23日及び令和2年2月13日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)経路の調査等の義務違反(運輸規則第28条)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 23点 当該事業者の累積点数 23点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和3年3月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	バルクレンタカーアンドセールス株式会社 (法人番号: 5020001052736) 代表者 七宮壮巨
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市麻生区王禅寺766 (本社営業所) 神奈川県川崎市麻生区王禅寺766
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 180日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和2年2月10日及び令和2年2月17日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(3)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(6)整備管理者選任(変更)の未届出(道路運送車両法第52条)、(7)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(8)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)、(9)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(運送法第29条の3)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 18点 当該事業者の累積点数 48点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和3年3月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社WORLD LINE (法人番号: 9180301031494) 代表者 稲垣健三
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 愛知県豊川市三蔵子町大道32 (千葉営業所) 千葉県成田市新田301-8 ブライトンハイムA-201
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和元年11月12日及び令和元年11月29日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)